

公益社団法人日本作業環境測定協会による

化学物質管理専門家の名簿登載申請案内

2024.05 版

(公社)日本作業環境測定協会は、厚生労働省からの協力依頼を受け、日測協認定オキュペイショナルハイジニスト、作業環境測定インストラクター及び一定の要件を満たした作業環境測定士の方々を対象とした化学物質管理専門家の名簿を作成することといたしました。

化学物質管理専門家として名簿登載を希望される方は、下記「化学物質管理専門家名簿の概要」及び「申請要領」をご参照の上、申請いただきますようご案内いたします。

[化学物質管理専門家名簿の概要]

1. 名簿登載要件について

名簿登載を希望する方のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方を登載します。

(1)日測協認定オキュペイショナルハイジニスト

(2)作業環境測定インストラクター

中堅作業環境測定士講習コースを修了した方（現在認定されているインストラクターの方は、次の更新の際までにこの講習を修了することがインストラクターの更新要件となっております。）

(3)作業環境測定士

作業環境測定士の業務経験が6年以上で、厚生労働省労働基準局長が定めた33時間の講習を修了した方

2. 名簿登載制度について

申請書類を審査後、

- ・氏名
- ・所属先名称
- ・連絡先
- ・保有している資格の名称（*1）
- ・名簿の有効期間（*2）

を名簿に登載します。

（*1） 日測協認定オキュペイショナルハイジニスト、作業環境測定インストラクター、作業環境測定士のうち、保有している資格を記載する。

（*2） 日測協認定オキュペイショナルハイジニスト、作業環境測定インストラクターは、名簿登載の初回のみ、それぞれの資格の有効期限を名簿の有効期間と

する。その後は、当該資格の5年ごとの更新に合わせて5年間を有効期間とする。

3. 名簿登載期間について

名簿への登載期間は、5年間です。その後は、申請により5年間ごとの更新が可能です。

なお、日測協認定オキュペイショナルハイジニスト及び作業環境測定インストラクターについては、初回に限りこれらの資格の認定期間との関係から名簿登載期間が5年に満たない場合があります。

詳細はお問い合わせください。

なお、次の場合は、有効期間内であっても失効しますので、予めご承知ください。

【失効する場合】

- ① 作業環境測定士として法令に定める欠格事由に該当する場合（作業環境測定法第12条）
- ② 日測協認定オキュペイショナルハイジニスト及び作業環境測定インストラクターとして不正又は社会的信用を損なう行為があった場合
- ③ 作業環境測定インストラクターで個人会員に属せず、所属先が法人会員を退会した場合

有効期間終了後、引き続き搭載を希望する場合は、名簿登載の更新手続きが必要となります。

更新手続きにつきましては、別途お知らせいたします。

4. 証明書の発行について

名簿登載者には、当協会が設定する要件を満たした化学物質管理専門家として名簿に登載されている旨を示す証明書を発行いたします。

次ページへ続く▶▶

[申請要領]

1. 申請手続き（申請書類の提出）

①提出書類

- 申請書
- 要件を満たしていることを証明する書類

ただし、保有している資格に応じ提出書類は異なりますので、ご注意ください。

なお、複数の資格の掲載を希望する場合は、それぞれの資格の要件を満たしていることを証明する書類を提出してください。

申請資格	証明書類
日測協認定オキュペイショナルハイジニスト	●日測協認定オキュペイショナルハイジニスト認定証のコピー
作業環境測定インストラクター	●作業環境測定インストラクター認定証のコピー ●中堅作業環境測定士講習会γコース修了証のコピー
作業環境測定士（業務経験6年以上）	●作業環境測定士登録証のコピー ●作業環境測定士の業務経験証明書（6年以上） ●厚生労働省労働基準局長が定めた33時間の講習の修了証のコピー （日測協では「化学物質管理専門家養成講習」と称しています）

②書類提出先

申請書類は以下のいずれかの方法によりご提出をお願いいたします。

【郵送】 〒108-0014 東京都港区芝 4-4-5 三田労働基準協会ビル6階
公益社団法人 日本作業環境測定協会 研修センター

【メール】 jawe-kousyu@jawe.or.jp

件名に「名簿登載申請書の提出」とお書きください。

また、申請書や証明書類はパスワード付のPDFファイルにするなど、
個人情報漏洩しないようにしてお送りください。

③書類提出期限

名簿登載の認定日は、4月1日および10月1日の年2回といたしますので、申請書類はそれぞれ次の期限までに提出をお願いします。

ア 4月1日付の名簿登載を希望する場合・・・1月末日までに申請書類を提出

イ 10月1日付の名簿登載を希望する場合・・・7月末日までに申請書類を提出

④その他

当協会が申請書類を受領後、申請費の請求書をお送りいたしますので、指定期日までにお支払いをお願いいたします。

2. 費用（税込み）

5,500 円

3. 書類審査

化学物質管理専門家・作業環境管理専門家 名簿登載審査委員会にて、書類審査を行います。

4. 個人情報保護について

名簿登載に関してご提供いただいた個人情報は、個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、適切に取扱います。

また、この事業の運営のために使用いたしますが、他に当協会が行うセミナーの案内、各種情報の提供等に利用させていただくことがあります。

個人情報のこのような利用に同意されない場合は、名簿登載申請書により意思表示願います。

5. 免責事項について

火災、地震、水害、落雷その他の天変地異、輸送機関等のサービスの停止、感染症、社会的騒乱、公権力による命令、その他の当協会の責に帰さざる理由によるサービスの停止・中断により名簿を提供できなかった場合、それにより皆様その他の第三者に生じた損害について、当協会は一切の責任を負いかねますので、予めよろしくご理解をお願いいたします。